

国家賠償法判例検索 1

◆賠償責任◆

105 本条による国または公共団体の賠償責任は、公務員の故意または過失に基づく加害行為を前提として、その責任を代位するものである。(札幌高判昭 43・5・30 判時五五二一五〇)

106 国家賠償法は、公務員に代わって負担する代位責任を定めたものではなく、公務員の行為に起因して直接負担する自己責任を定めたものと解する。(東京地判昭 39・6・19 下民集一五一六一四三八)

107 本条の場合、国または公共団体が被害者に対して賠償の責めに任ずるのであつて、公務員個人はその責任を負わない。(最判昭 30・4・19 民集九一五一五三四)(最判昭 46・9・3 判時六四五一一七二)(最判昭 53・10・20 民集三二一七一一三六七)⇒ 刑訴二四七条(6)

1. 公権力の行使に当たる国の公務員が、その職務を行なうについて、故意または過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国がその被害者に対し賠償の責に任ずるのであつて、本件のような事実関係(判決理由参照)のもとにおいては、公務員個人は被害者に対して直接その責任を負うものではない(最判昭 46・9・3 判時六四五一一七二)

2. 最高裁判所昭和 49 年(オ)419 号(昭和 53 年 10 月 20 日第二小法廷判決)

一 無罪の刑事判決が確定したというだけで直ちに当該刑事事件についてされた逮捕、勾留及び公訴の提起・追行が違法となるものではない。

二 公権力の行使に当たる国の公務員がその職務を行うにつき故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責に任じ、公務員個人はその責を負わない。